

渋川都市計画地区計画の変更〔渋川市決定〕
 都市計画渋川駅西側地区地区計画を次のように決定する。

名 称		渋川駅西側地区地区計画
位 置		渋川市渋川字長塚の一部
面 積		約6.4ha
地区計画の目標		<p>本地区は、渋川市都市計画マスタープランにおいて、都市拠点として位置づけられ、渋川駅やバスターミナルを有する主要な交通結節点となっている。</p> <p>また、渋川駅前広場の整備事業や渋川駅周辺の再生構想が進められ、都市機能を誘引してまとまりが形成され賑わいのある、渋川市の顔としてふさわしい地区の形成を目指している。</p> <p>そのため、渋川駅周辺の再生事業と併せて、適切な土地利用を行うことにより、渋川市の顔としてふさわしい健全な地区の形成を図る。</p>
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>渋川市の顔としてふさわしい健全なまちづくりを推進するため、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に記載されている性風俗関連特殊営業等の用に供する建築物について用途制限を行う。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>渋川市の顔としてふさわしい健全な地区を形成するため、建築物等の用途の制限及び形態又は意匠の制限を行う。</p>
地区整備計画	建築物等の用途の制限	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項から第10項まで及び第13項第2号のいずれかに該当する営業の用に供する建築物は、建築してはならない。</p>
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	<p>建築物の外壁、屋根などの色彩は、良好な街区景観の形成のため、刺激的な原色や蛍光色などを避け、周辺環境と調和した落ち着いたものとする。</p>

「区域は計画図表示のとおり」